十四　介護給付費等単位数表第4の5の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

（略）

十五・十六　（略）

十六の二　介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十七・十八　（略）

十八の二　介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十九　（略）

二十　介護給付費等単位数表第7の14の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　第二号ロの(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(3)　第二号ロの(3)に掲げる基準に適合すること。

ハ・ニ　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

十四　介護給付費等単位数表第4の5の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

（略）

十五・十六　（略）

十六の二　介護給付費等単位数表第5の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十七・十八　（略）

十八の二　介護給付費等単位数表第6の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十九　（略）

二十　介護給付費等単位数表第7の14の注1及び注2のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(I)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ロ・ハ　（略）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(I)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。